

被扶養者の異動について

被扶養者の異動による 手続きをお忘れなく

春は異動の多い季節です。就職で健康保険に加入したり、前年の収入が増えた方はいらっしゃるかもしれません。組合員の皆さまが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなった場合は、早急に取り消し手続きをお願いします。遡及して取り消した場合、その間に医療機関で受診した医療費等は、後日共済組合に返還していただくこととなります。また、就職等で新しい健康保険や国民健康保険に加入した後に医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を提示し、種別や番号が変更になったことを受付で申し出てください。



被扶養者の要件を欠く事由	取り消し日
就職(健康保険・国民健康保険に加入)	就職した日 (健康保険・国民健康保険に加入した日)
収入の増加(給与収入や事業所得の増加) 恒常的な収入が過去1年間の累計で130万円以上になったとき	給与収入の場合…130万円以上になった月の翌月1日 事業収入の場合…確定申告した日
公的年金等の受給権発生や年金額の増額改定 障害の年金または60歳以上の年金受給者は年金を含めた恒常的な収入が180万円以上になったとき(それ以外の人は130万円以上)	裁定通知書または改定通知書が交付された日
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
離婚	離婚届の受理日
配偶者の父母などの同居が認定要件である人の別居	別居した日
扶養者の変更	変更した日
死亡	死亡した日の翌日

組合員証等は大切に

組合員証や組合員被扶養者証等は、皆さまが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。もし盗難や紛失があった場合、有効期限が付いていないことからさまざまなトラブルのもとになりかねません。必ず警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ速やかに再交付の申請を行ってください。また、記載してある氏名・生年月日等に変更や誤りがあった場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

退職後あるいは有効期限の付いた組合員証等は直ちに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へお返しください。

振込口座の確認を

共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していない等の理由で、給付金が送金できないことがあります。また、最近では金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。

届出口座に変更がありましたら、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

